

令和8年度(2026年度)

札幌市立手稲東中学校「いじめ防止基本方針」

学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

1.はじめに

平成25年9月に「いじめ防止対策推進基本法」が施行され、その中で、各学校においては「いじめ防止基本方針を策定すること」、「いじめ防止の対策のための組織を設置すること」の2点が義務付けられた。

いじめにより、子どもが自らの命を絶つなどという事案は絶対にあってはならないことであり、学校としていじめをどう捉えるか、未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうか、教職員間で共通理解及び手立ての共有を図っていく必要がある。

いじめに関しては、特に次の3点について、教職員全員による共通認識が重要である。

- ・いじめは、どの子にも起こりうる。(被害者だけでなく、加害者としても)
- ・いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳と教育を受ける権利を奪い、将来に渡って傷跡を残す。
- ・いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われていることが多い。それ故に、いじめは人間として絶対に許されないとの認識を、学校教育全体を通じて子どもに継続指導し、いじめを受けている子どもは学校が徹底して守り抜くという姿勢を日頃から示し、貫いていくことが一番重要である。

2.いじめに関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子ども、どの学校でも、起こり得る」、「いじめは絶対に許さない」、「いじめを受けた子どもを絶対に守り通す」との意識をもち、学校は、家庭や関係機関との連携の下に、組織的にいじめの根絶を目指さなければならない。

3.「いじめ」防止等の基本理念

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」によると、次のように記載がある。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

4.「いじめ」の定義及び「いじめ」の基本的理解

(1)「いじめ」の定義

この法律において「いじめ」とは、『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より平成25年9月28日施行）

(2)いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、SNSやインターネット上で悪口を書かれた生徒がいた場合などにおいて、当該生徒

がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織(本校は「いじめ対策委員会」)に情報共有することは必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

5.いじめの未然防止の取り組み

いじめ問題において「いじめが起らない学校づくり」を目指し、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためにすべての教職員が「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をもち、子ども同士が好ましい人間関係を築き、そして子どもに豊かな心を育て、いじめを生まない土壌づくりに取り組む必要がある。

6.いじめの早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが何より大切である。いじめは大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての情報を教職員の間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1)教職員の認知能力を高めるために

- ①生徒指導部の基本方針である「本校の学校教育目標『頼もしい人間をめざして』を達成させるにあたり、教職員間の共通実践を土台にし、一人一人の生活を大切にしたいきめ細かな生徒指導を推進」し、生徒を守るという姿勢で生徒指導に取り組む。
- ②生徒の気持ちや行動に共感し理解しようとする「カウンセリング・マインド」を高める。
- ③いじめは大人の見えにくいところで行われることを認識する。
- ④無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態、遊びやふざけあいのような形態、被害を受けているのも関わらず仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習と称していじめが行われる形態など、多種多様なケースがあることを認識する。
- ⑤いじめを受けている生徒は、「親に心配をかけたくない」、「いじめを受けている自分に原因がある」、「訴えても大人が信用できない」、「訴えたらその仕返しが怖い」などの心理が働き、本人から訴えない場合があることを踏まえた対応を心がける。

(2)早期発見のための手立て

- ①教職員の巡視体制・情報共有による日々の日常観察
- ②いじめ実態調査アンケートの実施
- ③教育相談、個人懇談等の活用
- ④三者懇談(担任と生徒と保護者)の活用
- ⑤いじめ対策委員会における情報共有

7.いじめの早期対応・解決

いじめの兆候を発見した時は問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、全教職員が以下の共通理解のもと、学年体制または学校体制で組織的に対応することが重要である。

- (1)いじめについての事実確認
- (2)いじめを受けている生徒への対応
- (3)いじめをしている生徒への対応
- (4)保護者への対応
- (5)その他の生徒への指導
- (6)関係機関との連携 ※状況を判断して


8. 学校におけるいじめ防止対策のための組織

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みが必要である。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的な取り組みなど、あらゆる教育活動において展開することが求められている。いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対策委員会」を組織し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、毎月1度の会議により、定期的に点検・評価を行い、子どもの状況に応じた取り組みを展開する。

定例の「いじめ対策委員会」を毎月1回開催する。また、いじめの報告を受けたときに、臨時で速やかに開催する。定例の委員会においては、子どもの状況の把握と共有、個人面談等の内容についての検討、「いじめと悩みに関するアンケート」の結果の共有、いじめの認知や解消の件数等を確認する。いじめ対策委員会の後、朝の打ち合わせや職員会議等で内容を報告し、全職員と共有することに努める。諸事情で委員会を欠席した教員については、教頭から委員会の内容を確実に伝える。

9. 組織的ないじめ対応の流れ ※札幌市いじめ防止基本方針より抜粋

いじめの発見



(1) 情報を集め組織的に共有する。

教職員、生徒、保護者、地域等により、「いじめ対策委員会」に情報を集約する。

(2) 校内で指導・支援体制を組む。

「いじめ対策委員会」を招集、開催する。

(3) -A 生徒への指導・支援を行う。

- ① いじめを受けた生徒が信頼できる人と一緒に寄り添える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り抜く。 ※友人、先生、家族
- ② いじめをした生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を理解させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ③ いじめを見ていた・知っていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくてもだれかに知らせる勇気を持つように伝える。
- ④ いじめによっては警察に通告し、場合によっては補導・逮捕・保護処分もある。

(3)－B 保護者と連携する。

つながりのある教職員を中心に、関係生徒(いじめを受けた生徒、いじめをした生徒とも)の家庭訪問または来校要請等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合う。

10. 重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめの重大事案が発生したとして次の対処を行う。

※相当の期間・・・不登校の定義を踏まえ「年間30日」を目安とする

- ・ 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 札幌市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（「いじめ重大事態調査委員会」）を設置する。

【いじめ重大事態調査委員会】

- ・ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 構成委員は、いじめ事案内容により札幌市教育委員会と協議し、校長が任命する。

【参考】

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針【札幌市教育委員会HP】

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/ijime/kihonhoushin/kihonhousin.html>

文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf